

令和2年度から 国民健康保険税の納付回数が変わります

奥出雲町の国民健康保険税の普通徴収（納付書または口座振替での納付）は、今年度まで4月（仮算定）と7月（本算定）の年2回で税額を計算し決定するしくみになっていました。令和2年度からは、4月の仮算定を廃止し、7月の本算定のみとして、7月から納付が始まります。国保税の納付回数は、年12回から年9回に変わりますので、4～6月は納付がありません。なお、特別徴収の方は、今までどおり偶数月に支給される年金から天引きとなるため変わりません。

令和元年度まで 納期12回（4月から翌年3月まで毎月納付）

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

令和2年度から 納期9回（7月から翌年3月まで毎月納付）

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

詳しいことは
広報2月号で
お知らせします

◇前年の所得が確定する7月に、保険税を1回の計算で決定します。納期によって税額の増減がなくなり、保険税額がわかりやすくなります。
◇納付回数は9回に減りますので、1回あたりの保険税額は増えますが、年間の税額は同じです。

【お問い合わせ】

税務課 町民福祉グループ
有線 20-4102 電話 52-2674
健康福祉課 保険グループ
有線 31-5121 電話 54-2511

後期高齢者医療に係る 医療費通知について

確定申告の医療費控除の手続きに、医療費通知を使用することができます。

○送付対象者 被保険者全員

○発送内容

平成30年11月～平成31年4月診療分

（令和元年8月中旬 発送済）

令和元年5月～令和元年10月診療分

（令和2年1月中旬 発送）

※令和元年11月～12月診療分の医療費又は、医療費通知に記載されていない医療費がある場合は、ご自身で領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付する必要がありますのでご注意ください。

※療養費（柔道整復、あん摩マッサージ、はりきゅう）については、医療費通知とは別に療養費通知を発送しています。

【お問い合わせ】

健康福祉課 保険グループ
有線:31-5123
電話:54-2511

所得税（住民税）の確定申告で必要な方へ「障害者控除認定書」「おむつ代医療費控除証明書」を発行します。

① 障害者控除認定書

◇申請に必要なもの

- 手続きに来られる方の本人確認書類
- 該当の方の介護保険被保険者証（写しでも可）
- 印鑑
- 医師意見書（介護保険の認定を受けていない方のみ）

② おむつ代医療費控除証明書

概ね6ヵ月以上寝たきりで、おむつが必要と認められる方は、医療費控除におむつ代を含める事ができます。

◇申請に必要なもの

- 該当の方の介護保険被保険者証（写しでも可）
- 印鑑

※初めて控除を受けられる方や介護保険の認定を受けていない方は医療機関へご相談ください。

③ 申請場所・期間

健康福祉課（仁多庁舎）又は税務課（横田庁舎）

令和2年3月16日（月）まで

【お問い合わせ】

健康福祉課 保険グループ
有線:31-5122 電話:54-2511

島根県警察からのお知らせ

令和2年4月1日から（一部6月1日から）



みこびーくん

1 広域交番での窓口業務が一部変更になります！

- 運転免許証（更新） 雲南警察署三成広域交番 毎週火曜日（従来どおり）
- 運転免許証（更新以外のすべての受け付け事務・優良講習以外の更新時講習）
【例】返納、記載事項変更、一般運転者講習、初回運転者講習、違反運転者講習等
すべて最寄りの警察署（本署）に変更となります。
- 車庫証明・道路使用許可・駐車許可・高齢運転者等標章
すべて雲南警察署（本署）に変更となります。

2 運転免許証の各種申請が便利になります！

これまで住所地のある警察署又は運転免許センターでのみ行っていた各種申請（更新・返納・記載事項変更・再交付等）が、島根県内であれば、住所地以外の警察署でも申請が可能となります。

3 認知機能検査が身近で受検できます！

これまで認知機能検査は、各自動車学校、運転免許センターで実施していましたが、令和2年6月1日以降は、運転免許センター、最寄りの警察署、仁多集合庁舎において実施することとし、より身近での受検が可能になります。

【お問い合わせ】

島根県警察本部 電話0852-26-0110（代表）

病児保育施設“ほっとすてい” 令和2年度 登録申込みのお知らせ

お子さんが病気にかかっていたり、回復期にあって安静にする必要があることなどから幼稚園や小学校に通うことができず、保護者が仕事等のため家庭で保育ができない場合に利用できます。病児保育施設を利用するには、毎年度登録申込みが必要です。

※利用時間・料金等は町のホームページを確認していただくか、結婚・子育て応援課へお問い合わせ下さい。

【登録対象年齢】生後1年～小学校3年生まで

【申請書等設置場所】ほっとすてい、各幼稚園、仁多庁舎 町民課、横田庁舎 結婚・子育て応援課

【申請書等提出先】各幼稚園、各小学校、仁多庁舎 町民課、横田庁舎 結婚・子育て応援課

【お問い合わせ】結婚・子育て応援課 有線:20-4273 電話:52-2206

申込受付期間:令和2年1月20日(月)～随時受付

令和2年度放課後児童クラブ 加入申し込みのお知らせ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に遊びや生活の場を提供します。

【加入対象児童】小学校に就学している児童

【申込書配布場所及び提出先】各幼稚園、横田庁舎 結婚・子育て応援課

※現在加入中のお子さんについては、各児童クラブから申込用紙をお渡します。

詳しくは奥出雲町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】結婚・子育て応援課 有線:20-4272 電話:52-2206

申込受付期間:令和2年1月20日(月)～2月14日(金)

